

「歴史アーカイブズの公開をめぐる現実的課題とその克服」

国文学研究資料館助教 加藤聖文

(大月) じゃあ、始めさせていただいてよろしいですか。では、時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。メンバーは必ずしも、国外出張等ありまして全員そろっておりませんが、福田徳三研究会の第6回になります。今日は加藤先生にお忙しいところ来学いただきまして、まずは厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

先生には、私どもの研究会の趣旨ともどもお願いをさせていただいているところと思いますが、この福田徳三研究会はウェブもございましてご覧いただきたいと存じますけれども、本学の創世記の教授陣や学校経営の在り方について少し、我々、今の人間が勉強しようという趣旨で始まりました。そこでいろいろと難しい問題があることに気がしまして、先生方にいろいろなお話を伺うという趣旨でお願いしているところです。

今日は、聖文先生は公文書館関係の仕事をしておられるということで、報告いただく内容はそのものずばり、私ども図書館の同僚たちが考えておりますアーカイブズの構想にかかわってくるところですので、一同楽しみにしておりました。本学固有の問題について、座が開きました後でこれは伺っていただくということで、一般的な歴史的なアーカイブズの公開を巡る問題についてご講演をいただければと思うところです。

今日は、私のゼミの1年生がメインですが、学生諸君にも聞いてもらおうということで引き連れてまいりました。1、2年生ですので何も分かっておりませんが、ぜひよろしくご指導をお願い申し上げたいと思います。メンバーの方は加藤先生についてあらためて私からご紹介するまでもないと思いますので、これは省略をさせていただきます。では、時間もありますので、早速お願いいたします。

(加藤) 今ご紹介にあずかりました国文学研究資料館の加藤と申します。よろしくお願いします。私の所属機関は以前、品川の戸越というところにあったのですが、2年前に立川に移転して一橋大学とはぐっと近くなったのですが、実際にこういう形でお招きいただいたことは初めてで、こちらとしては大変光栄に思っております。

当館は国文学研究資料館という名称になっておりますが、対外的に非常に分かりづらい組織になっておりまして、実質的には文学と歴史学という2つの専門分野が同居している状態にあります。そのうち私は歴史学の部門の仕事をしております。ただ、歴史学といえども一般的な歴史研究をするのではなく、研究の素材となる歴史資料をどうやって扱うかということを研究しております。

私が所属している歴史部門は国文学研究資料館よりも設立が古く、1951年に設立された文部省史料館に遡ります。敗戦によって日本の社会構造が大きく変わり、華族制度の廃止によって旧華族とか、農地改革によって大地主等が急速に没落をしました。その結果どういったことが起こったかといいますと、それぞれが抱えていたさまざまな歴史資料、例えば、大名華族であれば江戸時代から続く藩政記録も含めた家政記録、地主であればその土地の地域資料、そういったものが大量に放出されていくという事態

が起きました。

その中で、戦後日本歴史学の草創期にあたる研究者の中から、ここでも何らかの手を打たなければ資料が散逸してしまい二度と見るができなくなるという危機感が起きました。そして、彼等の国会請願によって文部省史料館という機関が設立されたのです。文部省史料館は、緊急避難的に散逸しつつある資料をいろいろな手段を使って収集をしてとにかく資料の散逸を防ぎ、さらに収集した資料を倉庫に置いておくだけではなく、速やかに一般に公開をすることで研究に役立ててもらおうという使命を担っていました。その結果、当館では、現在約 52 万点の収蔵資料を抱えるまでになっております。

設立時は当時の喫緊の課題となっていました前近代史料、主に江戸時代の古文書のたぐいを中心に収集しておりました。ただ、大名家文書にしても、地方文書にしても、時代的に分かれて流出するかというそうではなくて、当然、近代の資料も付随しております。ですから、一つの家の資料群の中にも近世から近代にかけての記録群が含まれております。

それ以外に、数年前に平成の大合併という市町村合併が行われたのは記憶に新しいと思うのですが、昭和 30 年代に昭和の大合併が大規模に行われました。そのときに、町村役場が持っていたいわゆる行政文書がどさくさで廃棄されるという事態が全国的に頻発しました。当館はそのような合併にともなって廃棄された行政文書の受け皿としての役割も果たしておりました。

ですから、構造的には華族や地主が持っていた家の文書と、近代以降の町村役場の行政文書といったものから構成されています。また、行政文書のなかには愛知県庁や群馬県庁という県庁の行政文書も含まれており、愛知県庁文書は歴史的に重要な内容を多く含んでおります。

高度経済成長が一区切りついた昭和 40 年代になりますと、財政の余裕ができた地方自治体のなかから、博物館や図書館などがどんどん建てられるようになってきました。それに関係して、地域にある資料は地域が受け持つべきだという考えが広がっていきます。

それまでは、ある地域で資料が出てきても、その受け皿となるべき機関がなかったわけです。そのために、東京の文部省史料館が受け皿となっていたという事情があります。しかし、だんだん地域で資料を管理できるようになっていきましたので、当館としましては、東京に集中させるのではなく、地域の歴史資料は地域が保管すべきとの姿勢に転換しました。したがって、1960 年代後半以降は現物資料の受け入れは極めて少なくなりました。

現在当館の所蔵資料の大半は、昭和 40 年代以前に収集されたものです。50 万点ぐらいがそれに該当するわけです。それ以降は基本的に地方にある資料をマイクロフィルムで収集して近年に至ってきました。しかし、ちょうど 21 世紀になったところから、地域の資料は地域でという原則に該当しない資料があちこちで増えてきました。それは何かといいますと、近現代の資料になります。

詳しく述べますと、特に江戸期のように前近代の歴史資料というのはほとんど地域密着型ですから、地域を越えた部分にかかわることはほとんどありません。例えば甲斐国何郡何村のある庄屋文書というのは、その村もしくは郡を越えることはまずなく、関係する地域が限定されたものです。

したがって、当然そのような資料を関係する地域が持つということは資料にとっても望ましいことになるわけです。しかし、近代以降になりますと皆さんご承知の通り人の移動が激しくなって、一生

涯、例えば甲斐の国から外へ出たことがないとか、そういう人がいなくなって、東京に行ったり、大阪に行ったり、特に日本の近代史を考えますと、朝鮮半島だとか満洲といった日本列島の外にまで活動エリアが広まっていきました。そして、人の移動と反比例するかのように、残された記録の地域性というのは非常に薄くなっていきました。

その結果、どこが受け入れていいのかが非常に難しくなるものがいっぱい出てきました。とりわけ、例えば中央政府に勤めていた官僚だとか、政治家でも地方政治家以外の国政レベルで活躍したような政治家、あとは軍人だとか、そういった人たちが残した個人資料はほとんど地域性が失われています。そういった資料が、以前から出てきてはいるんですが、特に最近になってそのような傾向を持つ資料があちこちで発見されるということが増えてきました。

個人資料の受け皿としては国会図書館の憲政資料室などが有名なところですが、それ以外に現実的には個人資料をきちんと組織として受け入れるという体制が整っているところが全国的にも極めて少ない。憲政資料室の場合は、あくまでも先方が持ち込んだ資料を受け入れるというだけですから受動的な組織になっています。しかも、憲政資料室に勤務している人はずっとそこにいるというわけではなくて、何年かしたら国会図書館内部の全然関係ない部署に異動してしまい、専門性を持つスタッフが継続して配属されないという問題があります。その結果、外部の研究者が整理をして目録まで作るという状態になっています。したがって、緊急的に資料が出てきた、何とかしてくれという時に憲政資料室は機動的に対応できないという問題を抱えています。結局、ある程度の機動性を持っているのは当館ぐらいしかないというのが現状なのです。

そういった事情があって、偶然に資料が出てきて何とかしてほしいとか、ちょっとややこしい資料でほかの機関では手に負えないというようなものを当館が受け入れるというケースが非常に増えてきています。なるべくそうした資料は、戦略的な面もありますが当館が意識的に集めていこうという姿勢を明確にしているところです。このことは本論に入る前の前提として説明をしたのですが、これは本論にも非常にかかわってくる問題ですので記憶にとどめておいてください。

配ったレジュメから入っていきませんが、ここでは歴史アーカイブズというものをどうやって公開するか、その中でどんな現実的な問題があって、どうやってクリアしていくのかということを話してほしいということでしたので、それについて順番に話をしていきます。特に今回は図書館が所蔵している資料についてですので、そういった図書館とその他の類縁機関との差異を強調しながら話を進めていきます。

私が所属している組織は、どちらかというところこれまでの関係から公文書館とか文書館という組織、いわゆるアーカイブズとのかかわりが非常に強いところです。もともと国立公文書館の設立運動などに非常に深くかかわってきた関係から、博物館や図書館よりも、いわゆる文書館とのかかわりが強い組織です。

まず、現在、MLA などといわれていますが、文書館・博物館・図書館という3つの機関の役割を整理してみます。そのなかの文書館というのはいわゆるアーカイブズですね。これは記録資料（公的機関が作成した業務文書である行政文書以外にも、民間が所蔵している私文書もすべて含む）を永続的に収集保管して、これを一般に公開するという役割を担っています。

永続的というのが1つのポイントで、要するに閉じられた形で資料を集めるのではなくて、常に定期的に資料が移管されてくるシステムになっている必要があるわけです。特に2009年に公文書管理法が公布されました。それによって特に行政文書を永続的に収集する役割が非常に重要になってきます。

併せて、レコードマネジメントという考え方も重要になります。いわゆるアーカイブズになる前のレコードの状態であるものをいかに適切に管理してアーカイブ化していくかということですね。それらを含めると、作成された記録が常に永続的に毎年、大量に文書館に移管されてくるということになります。ですから、文書館は黙っていてもどんどん資料が入ってくるという性格を持っているわけです。それ以外に、個人文書だとかの閉鎖された団体の資料といった完結した資料がぼつぼつとやってくるという構造になります。

こうした中で、文書館においては閲覧機能ということが重要視されることになります。とりわけここでは現物資料を提供するということが重要です。要するに、資料の原本そのものを閲覧者に提供して、閲覧者は原本そのものを見て調査したり研究したりするということですね。ですから、マイクロフィルムで見せるとかそういうのではなくて、あくまでもオリジナル資料を提供するということです。手で触って見る事が出来るということが一番重要な要素であるということですね。

一方、文書館に近い関係として博物館があります。これは皆さんお分かりの通り、例えば歴史資料以外にも、考古資料、民俗史料といったさまざまなモノ資料（紙媒体の文書資料ではなく茶わんや服のようなもの）を収集めています。これらは文書館のように閲覧室で公開するのではなくて、展示をして公開するというのが一番重要な要素になります。

博物館では、永続的かつ自動的に資料が入ってくるのではなく、一つにまとまって完結した資料を収集しているわけです。それらを集めて展示する機能が重要視されます。

博物館は基本的に展示をすることによって一般住民に対してサービスを行うと位置付けられておりますので、閲覧ということは最初から想定されていません。展示されている古文書などを手に取って触って見てみたいという要求に応えることは想定されていないわけで、あくまでもガラスケースの中に収められた状態でそれを見てもらうというのが原則といえます。

最後の図書館というのは、これはあくまで皆さん当然ご承知のように図書を収集してそれを保管して提供していくという機能をもっています。その提供というのは閲覧というだけではなくて、いわゆる貸し出しということですね。皆さんに貸して、自分の家に持って帰って見てもらうということです。

図書館ではある意味において、文書館と同じような閲覧機能というものが重要視されているわけですが、これは来てもらって見てもらうというだけではなくて、貸し出して使ってもらおうという性格を持つということと、もう一つは対象となるのは資料ではなくて図書であるということです。その図書というのは大量複製物というものです。世の中に一つしかないというのではなくて、全国のどこにでもあるものです。

これは文書館や博物館が所蔵している資料と決定的に違うところで、これらの資料は世の中に一つしかないというものが中心になります。同じものが大量にあって、どこにでもあるというのではなくて、ここにしかないのという、オンリーワンに近いものですね。そういったものが文書館や博物館が所蔵しているもの。図書館の場合はそうではなく、特別なものは貴重書として特別に管理されることになるわ

けです。

そう考えますと、図書館と文書館・博物館とではいわゆる「貴重」という概念がまったく異なってきます。何が貴重かについて、図書館の司書と博物館の学芸員、さらには文書館のアーキビストそれぞれの人たちのイメージはかなり違いますから、貴重というものの概念をめぐる議論してもかみ合わないことになってしまうわけです。

さらには、アーカイブズとの関係でいいますと、図書館が持っているいわゆる貴重書に対する考え方や取り扱い方、公開の仕方などとアーカイブズの機関が持っている貴重な歴史資料といったものの取り扱い方や公開の仕方はまったく違ってきます。対応が異なるのは、そもそもの概念が違うからです。

ですから、アーカイブズの側から見ると、例えば図書館に書籍ではなくて歴史資料があった場合、それが無造作というか一般図書並みに書庫に本と一緒に並べられている、製本されてしまって本のようになっている、配列も政治か経済といった項目に分類されている、さらに一般の人が普通に取り出して見て自由にコピーができるという状態は信じられないわけですね。

その一方、貴重書並みに扱われてしまって、見ることも触ることも難しいくらい大切に扱われてしまうという、極端なケースのどちらかじゃないかと思えます。

ただ、図書館の中にこのような歴史資料が混入しているケースについては、最近の図書館業界の中でもいろいろと議論されて強く認識されるようになってきました。一昔前はあまり認識されてなかったのですが、最近ではこういうものを何とかしないといけない、これはまずいんじゃないのという声が出てきました。当然、歴史資料と図書というものは異なる取り扱い方をしなければならないということです。図書とまったく同じに扱うことはできない。適切な整理から目録の作成、さらには公開の仕方が違ってくということです。この点をまず認識した上で次に移りましょう。

アーカイブズを一般の人に提供するのは三段階あります。整理をして、目録を作って、公開をするというのが単純な流れになります。では、その手順をどうやって考えていけばいいのか、それについて説明をしていきます。まず、資料を収集すると整理をしますが、この整理の手順はどうしたらいいのだろうかというのが皆さんの悩むところだと思います。これはレジュメでもう少し詳しく書いてありますが、まずここで確認しておきたいことは、できるだけ簡便に必要な最小限の情報をデータ化するのが整理の基本であるということです。

どういうことかといいますと、例えば資料の搬入がまず行われます。これは例えばあるご自宅にお邪魔したらこんな資料があるといって見せられた。もしくは職場に送られてきた。とにかく箱を開けてみたらぐちゃぐちゃな状態で資料が入っているでしょう。きれいに整理されているということはまずありません。まず箱を開けた時点で、これをどうやって整理したらいいの？ということで皆さんがそこで立ち止まってしまって困っていると思います。このような時の対処方は、当館でやっている方法を参考に言いますと、箱を開けた時点で資料がぐちゃぐちゃと順番に積んであったら、上から順番に資料を取り出し、データを取っていけばいいということです。ぐちゃぐちゃの資料を全部取り出して、これは本だとか、この資料とあの資料は関係するものだというふうに仕分けして、それが終わってから順番に整理しようというのではなくて、とにかく箱を開けた段階で上に積んである資料から機械的に順番に

データを取っていいければいい、それが一番単純なやり方なのです。

ただ、このように機械的にデータを取っても最後に仕分けしたり分類したりしなければならないの？といった疑問が浮かぶと思います。しかし、現在では情報化社会の恩恵を受けることができまして、パソコンの画面でデータを並べ替えればいいわけで、何も最初の段階から手作業で仕分けする必要はまったくありません。とにかく上から順番に機械的にデータを取っていく。これでしたらその資料に初めて接する人でも誰でもできるということです。とにかく今必要なことは、どんな人でも一定の結果が出せる作業マニュアルが必要なわけで、専門的な能力を持った人しかできないということを求めるべきではないというのが基本です。

では、淡々と順番に情報を取っていきますが、そのときに必要なデータというのは何を取るのかというと、基本的には番号と資料名と作成者・作成機関、あと作成年月日、それから備考といったところです。場合によっては番号と資料名と備考だけでも十分です。備考というのは何かというと、資料のコンディション - あまりにも状態がひどく補修が必要だとか、資料の形態で摘記しておく必要がある情報などを記入しておけば十分です。詳しい資料の中身とか、この手紙はこんな内容といったものまで書く必要はない。最低限、番号と資料。ですから上から資料を開けていって順番に取っていくと、一番最初にデータを書いたものが1番、次は2番、3番、4番というふうに単純に番号を振っていいければいいわけです。それが資料の請求番号になります。

要するに、国文学研究資料館の考えは、資料を全部箱から出してきれいにそろえて、編成し直してから番号を付け直すということは非常に効率が悪い。ですから、とにかく順番に、単純に番号さえ付与していければいいわけです。入力 Excel で入れていきますから、Excel の最初の行から順番に単純に並んだ仮目録ができます。これは編成もされていませんし、分類項目もついていません。しかし、基本的にこの資料群はどういうものがあるのかという最低限の情報だけはそこに入っていることになるわけですね。そして、この仮目録が閲覧用の目録になります。

国文研では、なぜ機械的に上から順番に取っていくかについて単に作業効率を上げる以外にもう一つの理由があります。アーカイブズの整理には二つの原則があります。一つは、ある家から出てきた資料と、ほかの家から出てきた資料はたとえ似たようなものであっても一緒にしないという出所尊重の原則です。もう一つは、発見された状態を崩さずにそのまま維持するという現秩序維持の原則です。資料というものは一点一点がバラバラなのではなく、何らかの関連性がある場合がありますから、関連性を探る糸口を残すために出てきた状態にむやみに手を入れないということです。

近現代の資料の場合は、近世文書に比べて原秩序が崩壊しているケースが多いのですが、だからといって整理する者が自分の価値観で整理する必要はない。特に資料と資料がつながっている場合は、一点一点の資料は何の意味があるかわからないがまとめて見ると何らかの意味が明らかになるかもしれないからです。

例えば今日配ったこのレジュメの中に、レジュメと写真がありますが、これが後世から見ると何の関係もないじゃないかといって、写真は写真として別に分けてしまうと意味がなくなってしまうんですね。これはちゃんと今日の講演の資料として1つのセットになっています。作成者や保持者が何か意味があ

ってこれを1つのセットにしていた可能性があるのも、それは崩さないというのがアーカイブズの原則です。その原則に沿った整理の仕方がさっき言ったような順番に取っていくというやり方です。

このようにして機械的に整理した資料は、書庫に入れてそのまま順番に書棚に並べていきます。ですから書庫の中ではもともと受けられた段階での資料の順番が維持されるわけですね。そして、次はそこから冊子体の目録のような本格的な目録を作成することになります。ここでは、仮目録のデータを並べ替えていくだけです。ですから、冊子体の目録では請求番号は当然通し番号と同じ並びにはなりません。閲覧する場合、申請者は資料の請求番号さえ書いてカウンターに提出すればよく、資料出納係は申請された番号の資料を書棚から抜き出してくればいいという仕組みになるわけです。ですから、仮目録で付与した番号をわざわざ後で付け直す必要はまったくありません。

さて、整理は終わって書庫に収めました、公開ができる準備ができました、この後どうしても必要なものは目録になります。この目録というのはどんなものを作ればいいのかというのも皆さんの頭を悩ませているのだと思いますが、これは先ほど言った整理の段階で作成した単純な Excel のデータである仮目録を閲覧用に提供すれば十分です。

利用者はそれを見て請求します。利用者にとっては、編成も体系的にも解題もなくして順番がバラバラで何だか分からないじゃないかという不満もありますが、ではその仮目録を編成して体系的なものにして、さらに解題まで付けて立派な目録を作るまでは閲覧できませんという事態は避けなければならないわけですね。本格的な目録は、仮目録で公開した後に自分たちの能力（予算・時間・人員の能力）に応じて作ってあげればいいわけです。それまでは、多少不便でしょうが、閲覧できないよりはましだということです。

受け入れた資料は出来る限り早く利用者に提供するというのが原則です。10年前に受け入れたのですがまだ整理中です、だからまだ公開できませんというのは論外でしょう。近年、アーカイブズも含めて利用という問題が厳しく問われています。ですから、多少の不便を掛けたとしても、なるべく短期間で一般の方が閲覧できるようにすることが大事になってきます。

それから、目録については - 旧国立史料館（現国文研）の教員などが10年以上前から主張したのが逆に周りにプレッシャーをかけてしまう結果になって申し訳なく思っていますが - ISAD（G）いわゆる階層目録という考え方があります。それはアメリカやヨーロッパなどで提唱された考え方ですが、ISAD（G）に準拠した階層目録をアーカイブズ機関はとにかく作らないといけなく考えられています。が、そうではなく、それは余力があればそこまでいくのが望ましいという話です。ですから十分条件だと考えてください。

少なくとも目録というのは四段階の目録に分けられまして、第一段階は最初に言った単純入力した仮目録、次は編成されて体系的に整理された基本目録、さらには、解題や解説を付けた詳細目録、最後にインターネット上での横断検索が可能な検索対応型目録という段階があります。

この四段階の目録は一気に出すのではなくて、それぞれの所蔵機関がそれぞれの事情、例えば人員とか予算といった制限に応じて段階的にやってあげればいいというもので、最初から全部やらないといけないうわけではありません。少なくとも冊子体の目録というのは - 特に日本は冊子体の目録を作ると

いうことに非常にこだわる国ですが - 冊子体の目録というのは必ずしも必要条件ではないので、そのために限られた予算や人員をつぎ込む必要はないのではないかと思います。アメリカにしても、アジアの中でも、韓国だとか中国でもこういった冊子体目録というのはほとんど作らなくなっています。ですから、あればそれは便利ですが、どうしても作らなくてはいけないと考えないで、決して無理をしないという基本的なスタンスでいったらいいと思います。

さらに次の公開という段階に進みます。とにかくどういう形であれ目録ができた。目録ができて、その次には資料を公開するというときに何に気を付ければよろしいのでしょうか。ここで基本的スタンスとしていただきたいのは、とにかくできる限り一般に公開するということです。所蔵している資料は全部公開というのを原則とすべきです。公開基準を厳格にし過ぎると、これは組織全体の身動きが取れなくなる可能性があります。

一つのガイドラインまたはマニュアルを策定した方が便利じゃないかという意見もありますが、アーカイブズは人間が作っているものですから、微妙にいろいろと形態が異なってくるわけですね。そのために、これはどれに該当するんだろうとか、あれに該当するのではないかといって議論が堂々巡りになってしまいます。

公開の基準が厳格過ぎてしまうと、かえって自分たちの動きが取れなくなるというケースがいくつかの地方の文書館とかで起こっています。法律でも規則でも、シンプルであることが一番いいと思います。とはいえ、何も知らずにやればいいのかというとそうではなくて、少なくとも担当の方は最低限の公開にかかわる法律について知っておくべきでしょう。

では、ここから法律の問題に移っていきますが、アーカイブズを公開する際に一番関わってくる法律は - ここは国立大学法人なので法人文書については、公文書管理法が適用されますが、今回お話しする私文書は基本的に関わってきませんのでこの法律は除外します - 基本的に三つの法律が関わってきます。

一つは情報公開法ですね。情報公開法の場合は、配布した資料を見ていただければ分かるのですが、これは行政文書だけではなく、独法にしても国立大学法人にしても、それぞれの機関が作成し保持している文書（法人文書）は情報公開法の対象になります。したがって一橋大の場合も同じく情報公開法の対象になります。

ただ、情報公開法の適用除外というものがあって、何が適用除外かということ、配布資料のアンダーラインを引いたところです。政令で定める公文書館、およびその他の機関において政令で定めるところにより、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの、これについては情報公開法の対象外となるということです。

要するに、例えば図書館とかが持っているいわゆるアーカイブズが情報公開法の適用対象に除外されないと、情報公開法の対象になってしまってもえらいことになるわけですね。図書館が持っている何とか文書を見たい場合、一般の人が情報公開請求をしてしまうと、それに対応しないといけなくなり、かえって煩雑になって大変な混乱を招いてしまう。公共機関である図書館や博物館などが持っている歴史資料などは、すでに公開されているので適用を除外するというのがこの項目の趣旨になるわけです。

それでは具体的にどういうものが適用除外かという、それは施行令の中に定められています。ここでの政令で定められる機関というのは総務大臣が指定した機関になります。基本的には、これらは文化施設ですね。こういった機関に所蔵されているものは学術資料だということで、適用の除外に該当します。私の職場が所蔵している資料も適用除外になっています。でなければ大変なことになってしまうわけですね。

ただ、そのための条件が、第三条に挙げられています。資料が専用の場所において適切に保存されていることと、もう一つは目録が作成されて、その目録が一般の閲覧に供されているもの、これが条件として挙げられています。これがなければ適用除外の対象にならないということです。

図書館全体が適用除外の対象になっているから、そこで所蔵されているものは情報公開法の対象外だとするのは可能ですが、じゃあ、現実にその図書館が所蔵している資料がきちんとした場所に置かれていない - 例えば会議室の隅にほったらかしになっているとか、どう考えても保存環境がよろしくないところに仮置きされているとか、段ボールに突っ込まれたまま置かれているとか - そういう状態ですね。もしくは目録が作られていないとか、あっても一般に提供されていない - 部内秘だから見せませんとか - そういう状態になっている場合は情報公開法の対象になる可能性があるということです。

要するに、目録がないから見せられませんかという言い訳は情報公開法に関わる問題でして、だったら情報公開法を使ってやろうと利用者に思われてしまうとえらいことになってしまうんですね。ただ、この場合の目録というのは何なのかというと、冊子体の立派な目録を作れとは言っていません。用紙1枚でも手書きでもいいから何か目録のようなものがあって、それが閲覧できる状態であれば十分なわけです。それさえできていれば一応目録として認識されているわけですね。だから先ほど言った、いわゆる仮目録、Excel データをプリントアウトしたものを置いておくだけで十分対応できるということになるわけです。

ですから、国立大学や国立の研究機関が所蔵している資料は、当然、情報公開法との関係を常に意識しないといけません。我々は何もしてないから、これは整理していないからレファレンスに対応しないでいいでしょうと言うわけにいかない。どういう人が開示請求してくるかは分からないことですから、そこは気を付けていただきたいと思います。ただし、単純な目録でもいいので、誰でも見られる状態にしておけば別に問題はないということですね。

次に個人情報保護法ですが、これがおそらく歴史資料の中で非常に問題になっているところであります。法律が施行された後から問題として今、法改正まではいってありませんが、解釈について政府のなかでもいろいろと議論されています。これは変な話ですが、この法律が施行されてしまって一番大変な目に遭ったのは実は中央官庁であります。要するに、中央官庁は地方の自治体に問い合わせをしても個人情報保護法だから見せられませんか、お教えできませんというケースが頻発して起きています。それでさすがにこれはまずいということで、解釈に関して再検討しなければいけないという雰囲気になっているわけですね。要するに自分たちで作った法律で自分たちの首を絞める状態になっているということです。

たぶん現場の方にとってはこれが一番やっかいな法律で、本来でいうと、実は適用除外が定められて

いる個人情報保護法第 50 条の中に、大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属するものが学術研究の用に供する目的の場合については個人情報保護法の適用除外の 1 つとして挙げられています。

これは、法律案ができたときに一番反発したのはマスコミなのですが、それはなぜかという、記者は事件が起きたとき、個人情報だからといって被害者も加害者も教えられないとなってしまうと、彼らの仕事が成り立たなくなってしまうからです。結局、マスコミの反発によって、この適用除外という項目ができたわけです。

だから最初のところに報道機関である新聞社・通信社・その他の報道機関が報道の用に供する目的であれば、個人情報保護法の適用除外になり得るとされています。さらにはノンフィクション作家のような人が著述をするため、次に大学の研究者らが研究するため、あとは宗教活動と政治活動のためなら適用除外になります。

ですから、基本的に個人情報の取り扱いに関しては、例えば大学図書館が所蔵する資料を学術目的で利用する場合は、適用除外に該当するということになるわけです。

それともう 1 つ理解していただきたいことは、現場では個人情報とプライバシーが混同されてしまっていて、個人情報保護法はプライバシー保護法であるというような間違っただけの解釈が広がっています。特に地方の末端に行けば行くほどこういうことが顕著になっています。一般的には個人情報というと何となくプライバシーも含まれるんじゃないかと理解されていますが、正確には個人情報保護法が対象としている情報とは個人識別情報であるということです。

個人識別情報というのはどういうことかという、この情報はあなただ、彼だというように明確に個人が特定できるということです。例えばこの情報から加藤聖文を特定することができるというのが個人識別情報になります。具体的な個人が分かるというのが識別情報ですが、プライバシーというのはそこには一切含まれません。例えばこの情報は加藤聖文のことであると分かったからといって、私が社会的な制裁を受けるとか、経済的な不利益を被るとか、家族みんなでどこかに逃げないといけなくなるというわけではないわけです。この法律はプライバシーを保護するための法律ではなく、単純にこの人だと分かるという情報を保護するだけの法律です。ちょっとややこしいですが、そこを混同しないでほしいです。

そもそもこの個人情報保護法がなぜ生まれたかという、これは皆さんもご記憶かと思いますが、身に覚えがないのに電話がかかってきて家を買いませんかとか、株を買いませんかとか、なぜか子供の入学式が近づいてくるとダイレクトメールがやってくるとか、そういったことが起きて、何でこんな情報が漏れているのだろう、不気味だ、怖い、嫌だといった声が挙がり、インターネット社会において個人のこういった情報がどんどん流出するようになったために、こういった情報を何とかコントロールしようということから進められた法律であって、あくまでも個人のプライバシーが侵害されたとか、プライバシーを守れといった背景からできたものではないわけですね、ですから、社会的な不利益を被るか、経済的な不利益を被るとか、政治的に迫害されるといったプライバシーの侵害を防ぐことを目的としていない法律になるわけです。

プライバシー保護法というのは、実は日本にはありません。プライバシー保護法の制定はずいぶん前からいわれていますが、日本ではプライバシー保護法はありませんから、プライバシーが侵害された場合に、それによって立つ法律はありません。具体的には民事訴訟を起こして、具体的にこのような被害を被ったので損害賠償を請求するというような形でしかあり得ません。

実は、このあたりがどうも混乱した話になってしまって、単純に個人識別情報を保護するだけの法律なのに、歴史資料に当てはめると何となくこれを公開してはまずいんじゃないかと、見られてはいけないんじゃないかということまで適用されているように受け止められています。しかし、プライバシーの場合は、プライバシーを侵害されたという人が訴えない限り成立しない問題なのですね。

ですから、プライバシー保護法がない以上、所蔵機関が資料を公開することがそのまま法律に抵触するということはあり得ません。個人情報の場合も同じで、これは変な話ですが、罰則規定がない法律で、個人情報保護法で禁じられているのに、おたくがこんなものを公開しているから私が分かったじゃないか、だから訴えてやるというように、被害を被った人が訴えない限りは発生しない問題なのです。それがなければ、ここの機関はこの資料を公開しているが、これは個人情報保護法違反ですよということでその担当者が捕まるということはありません、そういう法律なんです。

もともとの法律制定のきっかけになったダイレクトメールだとか情報漏洩といった問題に対して、個人情報保護法が施行された後もダイレクトメールが来なくなったとか、電話がかかってこなくなったということはないわけですね。皆さんのところには相変わらずかかってくるし、相変わらずダイレクトメールはやってくる。それはなぜかという罰則規定がないから、要するに送った側にとってはそれを使って何かダイレクトメールを送ったら、罰則規定があるわけではないので、何の処罰の対象にならないわけですね。だから相変わらず野放しになっている。いわばこの法律自体がザル法なんですね。ですから、こんな問題にいちいち頭を悩ませるとするのは非常に馬鹿げたことです。現場の人たちはこんなことよりもっと重要なやるべきことがあるはずですから、個人情報保護法に過剰に反応する必要はないと思います。

もう1つは、プライバシー保護に対する概念というのが日本の中でまだはっきりとした共通理解になっていないところがあります。例えば、見られて嫌だとか、こんなことが人に知られては嫌だというレベルでは、プライバシーの侵害ではないということです。

要するにプライバシーの侵害というのは、具体性がなければ侵害にならないということです。これが公開されたことによって自分の収入が半分になったというような経済的損失、公開されたことによって差別を受けた、家に火を付けられたとか子供が危険な目に遭ったとかいった社会的被害、そういうような形で具体性がなければプライバシーの侵害にはならない。ですから、見られて嫌だというレベルは感情の問題であって、プライバシーの侵害ではないということです。個人情報においても、個人情報が見られて嫌だ、私は恥ずかしい思いをしたというのでわざわざ司法の場に訴える人というのはおそろくないというのと同じですね。そこまでする人はまずいないと思います。

アーカイブズの世界でいいますと、アメリカやヨーロッパの場合はあくまでも個人識別主義というのは取っていません。個人識別主義を取っているのは、日本と、お隣の韓国もそうです。ですから、アーカイブズの公開について問題が発生しています。

何となくこういった問題はアメリカとかヨーロッパが先進的にやっているんじゃないのと思われるかもしれませんが、アメリカではプライバシー主義を取っています。個人識別主義ではありません。個人が識別できることを防ぐということはやらない。プライバシー主義というのは、要するにある記録が公開されたことによって、具体的な損害が個人に及ぼされるという恐れがある場合のみ非公開にするというものです。アメリカの公文書館へ行くと分かりますが、ほとんどの個人情報オープンです。例えば戦中戦後の資料でいいますと、BC 級戦犯に関係する文書には個人名がいっぱい出ているわけですが、どこにも墨塗りや袋がけのようにして伏せられたところはありません。個人名が載った資料がそのまま公開されている。

これは識別主義ではなくプライバシー主義を取っているからです。要するに BC 級戦犯の資料が公開されたからといって、その人が具体的な被害を被るとは想定できないわけです。BC 級戦犯の多くは処刑されて、この世にいない人が多いのです。ですから、現実には生きている人が対象になっていませんから、これ以上の問題は発生しないと解釈されるわけです。

ちなみに、個人情報保護法も非常に拡大解釈されているのですが、対象となるのは原則として生存者の個人情報です。例外を除いて死んだ人に関しては、保護法の対象外とするのが基本です。要するに、DM がやってくるとか電話がかかってくるというのは生きているからくるわけで、死んだ人にはそういったものは起こらないわけですね。保護法は生存者の個人情報を保護するために設けられたのが基本的な考えです。本人以外にも家族なども含まれるといった解釈の余地があるのですが、こういった解釈は対象者を限りなく拡大させてしまうので問題だと思います。保護法の対象は基本的に生きている人だけということは理解しておいてほしいと思います。

最後の 1 つは、前述した 2 つの法律とはまったく別の形でアーカイブズにかかわってくるものとして、著作権法が挙げられます。著作権法の場合、特に重要視されるのは手紙ですね。手紙というのは著作権があります。個人資料の場合は、資料の中に多くの手紙が含まれます。その場合、所有権というのは、手紙を持っていた人ですね。所蔵者が所有権を持っているのですが、手紙を書いた人には実は著作権が発生します。

要するに、厳密に著作権に含まれる公表権に関連しますが、受取人は差出人の同意を得ずに勝手に公表することはできないということになります。無断で公表すると公表権の侵害になります。この問題は図書館の人などはよくご承知だと思うのですが、三島由紀夫の手紙を本にして出版したことが問題になって、最高裁まで争われて手紙には著作権がある、だから勝手に公表してはいけないということで確定したわけです。いろいろと問題がある判決だと思いますが、現実にはこの判決のみなので無視できないということです。

ここの皆さんもご承知のことですが、一橋大学経済研究所が所蔵している都留重人の資料を公開する際、手紙の著作権が問題となり、差出人の同意を全部取るという作業をすることになってしまったのです。原則としては、確かにそこまでやらないといけないのですが、このようなことを国内の他機関でやっているところはありません。手紙の著作権で一番問題になるのは国立国会図書館憲政資料室だと思うのですが、あそこで実際に一橋大と同じことをやるならば大パニックになると思います。

実は、著作権法だけは、アーカイブズの中できちんと折り合いが付いている問題ではないのですね。近現代の個人資料に大量に含まれている手紙—ただ、手紙といっても年賀状とか時候のあいさつ程度のものについては著作権が発生しません—、個人の思想や心情が述べられているものについては、著作物になるということです。

ただ、この問題は先ほど言ったように、まじめにやり始めるとえらいことになりますから、基本的にはこの場合、担当側、要するに整理する側がいちいちすべての著作権者から許諾を取っていくのではなく、公開と同時に、ホームページなどで著作権者に対して著作権の処理について相談したいので心当たりのある方はご一報くださいというような、広告はしておいた方がいいと思います。

所蔵する側が著作権者をすべて探し当てるということは現実には不可能ですし、仮にそれを行った場合は確認が取れなかった人が必ず出てくるわけですね。そうすると、その人の資料は公開できないことになってしまう。非公開部分が増えてしまうことは広く一般に資料を活用してもらうという理念から大きくずれてきますから、あまり好ましいことではないと思います。ですから、最低限の広告ぐらいにとどめて、少ない人員とお金と時間をかけてまでやる必要はないと私は思っています。

最後のまとめとして、今までのことをざっとおさらいをしますと、資料の公開についてですが、法律の問題も考慮に入れて所蔵している資料は原則、公開すべきであるということが基本です。よほどの内容でない限り公開すべきです。そのよほどの内容というのは、所蔵者のプライバシー、家族関係が崩壊してしまうような内容とか、社会的に差別を受けるおそれがある内容などが明確に想定されるものに限られます。見られて嫌だというレベルというのは対象外です。明らかに具体的な問題が発生するというものだけ対象にしていきたい。

当館の例でいいますと近世文書も大量に含まれていますので、そのなかには公開の可否が問題になってくるものとして、被差別部落に関する文書があります。しかし、これらも当館は公開しています。隠すのではなくオープンにすることの方が建設的な意見が可能となるし、それが差別問題の解決につながると判断しているからです。これは、解放同盟とのあいだでもきちんと話し合いをした結果でもあります。

歴史資料というのは、非公開にすることがかえってマイナスになるものです。歴史の事実としてオープンにして、それを元にみんなで考えていく余地をつくらないといけない。隠しているあいだは誰もそういうことを考えることもないし、議論することもないわけですね。ですからいつまでたっても問題は解決されないわけです。よりよい社会をつくっていくということを前提として考えるならば、公開した方がいいというものは公開すべきだと思います。それは所蔵する側のある種の覚悟でもあります。

当館では、非公開になっている文書は、家族のプライバシーに関わるものだけです。それも数点しかありません。52万点あるうちのほんの数点だけで、全体でいうとほとんど公開していることになります。

また、時代によって非公開の基準は変わってきます。家族のプライバシーも例えば200年前の記録であれば当然もういいかげんに公開してもいいのではないかという意見は出るわけですね。したがって、非公開資料は定期的に見直す仕組みは作るべきだと思います。ある時に非公開になったままズーッと非公開のままというケースがどこの機関でも多いのですね。3年に一度ぐらいの間隔で非公開資料の

解除について館員のなかで判断する定期的な場を設けるべきだと思います。

それから、2 つ目に考えていただきたいのは、利用者責任を徹底させるということです。今、現場でいわれていることは、これを公開したら大変じゃないか、いろいろな問題が出てきて、責任を全部現場が背負わなければならないじゃないかということなのですね。実はそうではなくて、あくまでも資料を使った人の責任を徹底させてほしい。問題になるのは、利用した側が無責任な使い方をするといったケースです。資料をもともと所蔵していた人たちのトラブルもほぼ利用した人の使い方の問題です。そのような問題に対しては、お前たちが見せたから悪いんだ、すみませんというふうに処理するのではなく、利用した側が責任を負うべきです。具体的には、閲覧の申請用紙等できちんと利用者責任を明記して、利用者の同意をきちんと取るということです。

閲覧申請書に問題が起きたときは私が責任を負いますというようなことは図書館でもどこでも書かれていますが、その部分はもう少しはっきりと明記して、公開利用後に何らかの問題が発生した場合はあなたが責任を負ってくださいというくらいまで書いた方がいいと思います。そうすることで、現場が余計な責任を負うことを極力避けるべきだと思います。

3 つ目は、公開するか非公開にするかという判断についてですが、これも現場の担当者に任せないということです。一橋大学という大学組織であるなら、教員が一定の関わりを持っていますね。基本的に公開に関する責任の所在については、先ほど述べた利用者が第一の責任を持ちますが、次に責任を持つ者は、現場の担当者である事務方が負うのではなく、教員が負うべきだと思っております。それは逆にいうと、公開の判断は教員側が持つと同時に問題が起きた時の責任も負うということです。なぜかという、現場担当者の場合は、数年単位で部署を異動しますし、いつまでもそこにいるわけではないからです。責任の所在という問題になってくると、何人かの担当者が異動してしまうあいだに誰が責任を持つかというのが不明確になってしまいますから、いつまでたってもきちんとした公開制度ができずにむしろ場当たり的になってしまうおそれがあります。

国文研の例では、基本的に歴史資料の公開か非公開の判断は教員が判断することになっています。レファレンス担当の職員には判断を任せないかわりに責任も負わせていません。あくまでも公開すべきかどうかの判断は教員間で決めて、責任も教員が負います。教員は利用する側にも立てますし資料の内容についてもよく分かっていますから柔軟に対応できる利点がありますから、資料の公開は教員が担当すべきだと思います。

それから、公開か非公開かという場合の判断には必ず利用者の意向や意見を反映させるべきだと思います。日本では、しばしば現場の閉じられた組織内で判断して、結果的に利用者に使いつらい結果になってしまうケースがとても多いです。少なくとも利用する側の意見を何らかのかたちで反映できる仕掛けをつくっておかないと、あそこは使いつらいという評判だけが一人歩きしてしまって、だんだん誰も使わなくなってしまうということになってしまいます。常に利用する人は何を求めているのかを提供する側が把握しておくことは必要だと思います。

公開の是非について教員が行うということについてもう少し具体的に述べますと、大学組織の場合は、さまざまな専門の研究者がいます。ですから公開基準の判断や策定については、例えば法律学の先生、あとは利用する側としては歴史学の先生などいろいろなジャンルの人を交えて議論した方がより合理

的な判断や建設的な基準ができるでしょう。閉じこもった現場の中であれこれ考えるよりも、大学が持っている長所を活用して、それぞれの専門家の意見を取り入れる仕組みを作ることが必要でしょう。

最後に強調しておきたいことは、国立大学が所蔵する資料というのはあくまでも国民の財産であるということを忘れてはならないと思います。図書館が所蔵しているアーカイブズといってもこれは国民の財産であって、保存や公開といった取り扱いについて、国民に対して説明責任を負っています。クレームが来たら誰が責任を負うのかというレベルではなく、常に資料の取り扱いについて我々はこういう立場で臨んでいるということをきちんと外部に対して説明できることを自覚していかなければならないと思います。

何でこの資料を公開しないのか、いつまでも非公開のまま国民に利用させないのかというときにきちんと説明できないのであれば、公開すべきでしょう。要するに、非公開にする場合はそれなりのきちんとした理由が必要だということです。

ですから、個人情報保護法に抵触するからこの資料は見せられませんという理屈は、法解釈の上からも隙だらけなんですね。さきほど述べたように、生存者なのかどうか確認を取っているのか、これは単純な識別情報なのか、プライバシーと混同しているのではないかと、いろいろな形で矛盾点を突かれる可能性があるわけです。そのような些末なことで右往左往するよりも、公開した方が国民に対しては説明しやすいということです。

そして、やはり所蔵している機関の理念—何をやるどころなのか、また何でこれをやらなければいけないのか、それについてきちんとした理念がなければ、やっぱり状況に振り回されるだけになります。要するにわれわれは学園の歴史というものをきちんと伝えるんだということに加えて、学園の関係者だけではなく広く一般に学園の資料を提供することで、よりよい学園の在り方を考えていきたいというようなきちんとした理念がなければなりません。

アーカイブズというのは複雑かつ微妙な性格を持っていますから、ああなったらどうしよう、こうしたらどうなるのかといった消極的なことを考えだしたら、どんどん後退していつてしまう側面を持っています。それを何とか食い止めるためには、やっぱり確かな理念がなければいけないわけです。我々はこうである、こうしなければならない、そのためにこの組織があるんだという、それをはっきりさせる必要があるのではないかと思います。

理念についての具体例としてカラー印刷したものを配りましたが、これはアメリカの国立公文書館の展示室の写真です。最初の1枚目は、写真資料の重要性を訴えるコーナーですが、ここで使われている写真は全部、有名人とか大統領の写真ではなくて、アメリカ国民のプライベートな家族写真です。そういったものを壁一面に展示しているところですね。

次の写真はイミグレーションのコーナーです。アメリカという国は移民国家ですから、移民としてやってくるときに必ずこういう申請書を作成します。個人の写真も貼られて名前も書き込まれていますね。これは今の日本では個人情報に該当します。このレプリカは引き出し式になっていて見学者が自由に見ることができるようになっています。この写真に載っている人はどこのどなたか分かりませんが、どんな人だというのは分かる仕掛けになっています。

さっきの写真コーナーもそうですが、このイミグレーションのコーナーも同じで、ここはアメリカの理念というものと非常にかかわっています。日本ですとこれは個人情報だから見せちゃまずいのではないの？という発想になると思うのですが、アメリカではまったく問題になりません。

要するに、アメリカという国は何から成り立っているのかということを考えると、個々の移民から成り立っているわけですね。ある有名な人がアメリカという国をつくったのではなくて、一人一人の無名の移民者が世界各地からアメリカに渡ってきて、彼らがアメリカという国家を形成しているんだと。であるならば、この個人の存在を隠すということは、アメリカにとっては絶対にできないことなんです。個人を消してしまうことはアメリカにとって自殺行為ですよ。

アメリカという国が一人一人の個人から成り立っているのだということであれば、その一人一人は A さん、B さんという仮名ではなくて、具体的な名前を挙げて、ジェーンさんとか名前を出して、この人だということが確定させることが必要になってくるわけです。ですからこういう資料を展示しているわけですね。この人の人生がアメリカの国の歴史の一コマになっているわけで、一人が欠けてしまったらそれはアメリカという国が成り立たない。ですから個人情報はオープンにしてみんながそれを共有するということです。アメリカ国民すべてがこの情報、1 人の情報を共有するということでアメリカという国ができあがるということを国立公文書館の展示は明確に主張しています。

この例を考えますと、一橋大学という大学も一人一人の学園にかかわった人から構成されているわけで、そのワンピースを省いてしまったり隠してしまうということは、大学の歴史が成り立たなくなるわけです。そうならないためには、一人一人の個人を浮かび上がらせていくことが非常に重要になってきます。あらゆる組織も結局のところそこが重要なのではないかという気がします。ちょうど時間が 90 分になりましたので、このあたりで終わります。どうもありがとうございました。